

ガバナンス研究部会（第 252 回）議事録

日時：平成 31 年 3 月 15 日（金）15:00～17:00

場所：学生会館 310 号会議室

出席者：今井、板垣、井上、岩倉、荻野、河口、勝田、小方、小林、嶋多、永井（郁）、
中嶋、林、古谷、水尾、山本、山脇

【報告事項】

1. 会則第 3 条により小方信幸氏が休会から復帰する旨を諮り全員の賛成を得た。
2. 井上幹事より、3 月 2 日の学会第 164 回理事会及び 3 月 9 日の第 1 回学会役員候補検討委員会について報告があった。
3. 井上幹事より、次期部会役員体制に関し、立候補者が誰もいなかったため、部会長を引き続き今井氏にお願いすること、幹事山本、井上両氏も留任することを提案し、全員異議なく了承した。
4. 井上幹事より、今年も部会活動年報を発行する旨報告があった。詳細は後日連絡。

【定例研究発表】

「公益通報者保護法及び内部通報制度認証について」（河口洋徳部会員）

<概要説明>

- 前回報告では、公益通報者保護法の制度の振り返り、ガイドラインの確認とその後の対応等について触れたが、今回は「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」（座長；宇賀克也教授）、「内部通報制度に関する認証制度検討会（以下認証制度検討会）」（座長；水尾順一教授）の検討内容と現在に至る法改正を含む動向について報告したい。
- 上記検討会報告提出後、平成 30 年 1 月、内閣総理大臣から内閣府の消費者委員会（委員長；高巖）に対し諮問が行われ、同委員会に「公益通報者保護専門調査会」（座長；山本隆司）が置かれ、平成 30 年 12 月に報告書が提出された。
- こうした全般的動向と並行し、各企業（組織）の内部通報制度の定着とその実効性を高める手段の一つとして、内部通報認証制度検討委員会が構成され（座長は水尾順一氏、また委員として古谷由紀子氏が参加）、平成 30 年 4 月にその答申がなされている。
- 公益通報者保護法の改正に向けては大きく以下の諸点が検討された。
 - ①通報者の範囲、②通報対象事実の範囲、③外部通報保護要件、④通報の裏付け資料収集に伴う不利益取り扱いに関する法制化、⑤切迫性の要件、⑥通報体制整備、⑦守秘義務、⑧行政通報の一元的窓口の設置、⑨ 2 号通報の通報先を一元的窓口や権限を有しない行政機関へ拡張する、⑩不利益取扱いをした事業者に対する行政措置、刑事罰、⑪不利益取扱いに関する紛争解決手続、⑫不利益取扱いが通報を理由とすることの立証責任の緩和、⑬通報行為に伴う損害賠償責任、⑭通報行為に伴う刑事責任、⑮その他。
- 認証制度については、平成 30 年 4 月の最終報告、第三者認証機関（公益社団（財団）

法人に限られた)の公募、決定が行われた。

- 認証制度の目的は、公益通報制度が「内部統制」及び「コーポレートガバナンス」の重要な要素であるとの前提のもと、企業活動で起こりがちな不正や不祥事を、自浄作用により問題が未然防止又は早期発見できる体制の公的認定である。
- 認証制度は、事業者自らが自身の内部通報制度を審査した結果を登録する「自己適合宣言制度」と中立公正な第三者機関が事業者の内部通報制度を審査・認証する「第三者認証制度」の2本立てとなっている。

<討議・意見>

- 委員会に参加しての印象だが、制度づくりに関する企業代表者は、なかなか踏み込めない様子があり、の温度差が気になる。
- 内部通報制度といわれるものは、法で定めた公益通報者保護法の対象となる内部通報制度と一般に企業で設けられている、職場での困りごと相談が中心の内部通報制度の2つがある。重大な法令違反等を扱うことはほとんどなく、実際は後者の相談が圧倒的に多中で、対応方法も異なっているという事実を認識する必要がある。
- 内部通報制度の仕組みづくりよりも実際の運用がより重要だ。一方、認証制度は実際の運用状況を評価することは企業としては秘匿したい出来事もあるだろうから、むしろ制度や規程が整備されているかを中心に見ていくことになるだろう。
- 内部通報制度に携わる受付担当者の資格要件、認証の審査を行う者の資格能力とはどのようなものだろうか疑問がある。認証にあたり企業の規模別に徴収される認証手数料は高いように思う。認証がビジネスになっていいのか？
- 企業集団において、グループ各社が窓口を設けなければならないのか、親会社一本でいいのかは企業として悩ましい。親会社の責任を否定しているイビデンの判例もある。
- 内部通報者の不利益取り扱いの防止は重要な問題だ。他部門の不適切行為を問題にしたコンプライアンス部門の社員が、逆に社内では非難されたり、内部通報者が“村八分”にされた例もある。
- 内部通報制度の問題は、理念的なことだけではなく、実務的な要素も考慮しないとうまく回らない。
- 水尾氏、古谷氏、河口氏など日本経営倫理学会員役員やガバナンス研究部会員が本件に深く携わっているのは心強い。

【決定事項】

今井部会長より、2019年度ガバナンス研究部会の基本テーマを「官民による不祥事と経営倫理」とすることが提案され、承認された。また、個別テーマも原案通り承認された。

【次回開催日】4月12日(金)午後3時 学士会館307号会議室